

学校法人会計の特徴と企業会計との違い

◆学校法人会計の特徴と企業会計との違い

学校を経営する学校法人の会計処理は、その法人が営利を目的としていないため、一般企業のように損益計算を目的とする商業簿記による会計処理では、学校法人の経営状況を把握するのが困難になります。そこで営利を目的としない学校法人の経営状況を把握する為に、会計情報の作成を目的とした「学校法人会計基準」が使用されます。

◆法令が規定する計算書類

(1) 私立学校法第47条

学校法人は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に「財産目録」、「貸借対照表」、「収支計算書」及び「事業報告書」を作成することとされています。

(2) 私立学校振興助成法第14条

国庫補助金の交付を受ける学校法人は、「学校法人会計基準」に従って会計処理を行い、「貸借対照表」、「収支計算書」その他財務計算に関する書類を作成しなければならないこととされています。

◆計算書類の目的

(1) 「資金収支計算書」

- ・学校法人は、毎会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金の収入及び支出の顛末を明らかにするため資金収支計算を行うものとされています。
- ・学校法人では教育研究設備はもちろん、人的設備が重要であり金額も多額となるため、「人件費支出明細表」も作成することとされています。
- ・「資金収支計算書」に記載される資金の収入及び支出を、①教育研究活動、②施設整備等の活動、③財務活動・収益事業活動等に区分した、「活動区分資金収支計算書」も作成することとされています。

(2) 「事業活動収支計算書」

- ・学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の事業活動における収入及び支出の内容及び均衡の状態を明らかにするため、法人の事業活動を経常的な活動(①教育研究活動、②財務活動、収益事業活動等)と、③臨時的な活動に区分し、収支計算を行うこととされています。なお、当年度の事業活動収支差額は貸借対照表純資産の増減と一致します。この計算書は、企業会計の「損益計算書」と類似したものです。

(3) 「貸借対照表」

- ・年度末における資産、負債及び純資産の内容並びに在り高を明示し、学校法人としての財政状況を明らかにするものです。なお、学校法人の重要な項目について、各々の増減の状況、事由等を明らかにするために、「附属明細表」（「固定資産明細表」、「借入金明細表」、「基本金明細表」）を作成することとされています。

◆計算書類の勘定科目

(1)資金収支計算書

【収入の部】

「学生生徒等納付金収入」

- ・在学または入学時に納入される収入。（入学金、授業料、施設費等）

「手数料収入」

- ・在学証明書等の発行手数料の収入。

「寄付金収入」

- ・金銭やその他の資産等を寄付者から寄贈される収入。

「補助金収入」

- ・国や地方公共団体から交付される収入。

「資産売却収入」

- ・機器備品等の固定資産の売却による収入。

「付随事業・収益事業収入」

- ・外部委託の研究等による収入や収益事業会計の収入、食堂など教育活動に付随する収入。

「受取利息・配当金収入」

- ・預金や貸付金等の利息、株式の配当金収入。

「雑収入」

- ・負債とならない上記の各収入以外の収入。

「借入金等収入」

- ・金融機関等からの短期または長期の借入による収入。

「前受金収入」

- ・翌年度入学の学生が当年度内に納付した学生生徒等納付金の収入。

「その他の収入」

- ・上記の各収入以外の収入。

「資金収入調整勘定」

- ・当年度の活動に入るべき前年度以前の収入や、翌年度以降の収入となる資金を調整するための科目。

【支出の部】

「人件費支出」

- ・専任教職員等に対する本俸、期末手当、その他の手当、所定福利費、退職金の支出。

「教育研究経費支出」

- ・教育研究活動に要する、消耗品、奨学費、旅費交通費等の支出。
「管理経費支出」
- ・管理・運営に要する、学生募集活動等の教育研究活動以外の支出。
「施設関係支出」
- ・土地の取得、施設の建設やそれに付帯する電気等の設備関係に係る支出。
「設備関係支出」
- ・教育研究用の機器備品、管理・運営のための備品等の支出。
「資産運用支出」
- ・有価証券の購入等、資産運用のための支出。
「その他の支出」
- ・上記の各支出以外の支出。
「資金支出調整勘定」
- ・当年度の活動に支出すべき前年度以前の支出、翌年度以降の支出となる資金を調整するための科目。

(2) 事業活動収支計算書

【教育活動収支・事業活動収入】

- 「学生生徒等納付金」
- ・在学または入学時に納入される収入。（入学金、授業料、施設費等）
「手数料」
- ・在学証明書等の発行手数料の収入。
「寄付金」
- ・金銭やその他の資産等を寄付者から寄贈される収入。（現物寄付を含む）
「経常費等補助金」
- ・国や地方公共団体から交付される収入。
「付随事業収入」
- ・外部委託の研究等による収入や収益事業会計の収入、食堂など教育活動に付随する収入。
「雑収入」
- ・負債とならない上記の各収入以外の収入。

【教育活動収支・事業活動支出】

- 「人件費」
- ・専任教職員等に対する本俸、期末手当、その他の手当、所定福利費、退職給与引当金組入額の支出。
「教育研究経費」
- ・教育研究活動に要する、消耗品、奨学費、旅費交通費等の支出。（減価償却費を含む）
「管理経費」
- ・管理・運営に要する、学生募集活動等の教育研究活動以外の支出。（減価償却費を含む）
「徴収不能額等」
- ・貸付金等で徴収不能となった支出。

【教育活動外収支・事業活動収入】

「受取利息・配当金」

- ・預金や貸付金等の利息、株式の配当金収入。

「その他の教育活動外収入」

- ・収益事業会計からの収入。

【教育活動外収支・事業活動支出】

「借入金等利息」

- ・借入金等の利息支出。

「その他の教育活動外支出」

- ・経常的な資産運用で為替差損が生じた場合の支出。

【特別収支・事業活動収入】

「資産売却差額」

- ・資産売却収入が帳簿価額を超える場合の超過額収入。

「その他の特別収入」

- ・施設拡充のための寄付金や補助金。過年度修正額。

【特別収支・事業活動支出】

「資産処分差額」

- ・資産売却収入が帳簿価額を下回る場合の下まわった額の支出。

「その他の特別支出」

- ・資産処分差額のうち、災害によるもの。過年度修正額。

「基本金組入前当年度収支差額」

- ・教育活動収支、教育活動外収支、特別収支における今年度全ての収入と支出の差額。

「基本金組入額合計」

- ・今年度の第1号から第4号までの基本金組入額。

「当年度収支差額」

- ・基本金組入前当年度収支差額から基本金組入額合計を控除した当年度の収支差額。

「前年度繰越収支差額」

- ・前年度までの収支差額。

「基本金取崩額」

- ・基本金を取り崩した場合の額。

「翌年度繰越収支差額」

- ・当年度収支差額から基本金取崩額までを集計した、翌年度に繰り越す収支差額。

「事業活動収入計」

- ・1会計年度のすべての事業活動収入。

「事業活動支出計」

- ・1会計年度のすべての事業活動支出。

(3)貸借対照表

【資産の部】

「固定資産」

- ・有形固定資産、特定固定資産及びその他の固定資産。

「流動資産」

- ・現金預金、未収入金等。

【負債の部】

「固定負債」

- ・1年を超える借入金等。

「流動負債」

- ・1年以内に返済する借入金、未払い金等。

【純資産の部】

「基本金」

- ・第1号基本金＝教育活動のために取得した固定資産の額。
- ・第2号基本金＝将来取得する固定資産のための積立額。
- ・第3号基本金＝奨学金用等のための基金。
- ・第4号基本金＝算式により定められた1年間の運転資金の額。

「繰越収支差額」

- ・過年度からの基本金組入後の収支状況の額。

以 上